

令和5年8月31日招集

8月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度8月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年8月31日(木) 午後2時30分から午後2時58分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (32人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三		6番 山岸信一
		9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明		3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (4名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第26号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦

南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度8月定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、訂正があります。</p> <p>議案書8ページについて、正誤表を配布させていただきました。お手数ですが、確認願います。</p> <p>本日、5番 田中さとみ委員、7番 成田誠一委員、8番 平野榮治委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中21名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は14番 野澤栄委員、15番 平原大悟委員 をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第26号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で3件、中央地区で1件、秋葉区で4件、南区で1件、西区で4件、西蒲区で4件の計17件です。</p> <p>次に議案第26号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で2件、中央地区で4件、秋葉区で3件、南区で2件、西区で2件、西蒲区で1件の計14件です。</p> <p>次に議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、秋葉区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は32件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の5件は、去る8月29日に審査を行いました。</p> <p>最初に、農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」「北3号」は、農地を売買によって、「北2号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第26号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地集落で自動車修理と販売業を行っていますが、事業を拡大が見込まれるため、売買で取得し、露天駐車場にするた</p>

<p>議長（会長）</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>め申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「北2号」は、農地に使用貸借権を設定し、農作業所に転用するものです。</p> <p>転用者は稲作農家です。規模拡大のため、申請地に使用貸借権を設定し、農作業所にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、農業用施設であるため許可できるものです。また、排水計画も整っており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第5条許可申請2件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の5件は、去る8月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第30号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第26号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は実家近くに居住するため申請にいたりしました。</p> <p>「中2号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は居住している共同住宅が手狭になったため申請にいたりしました。</p> <p>「中3号」は、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。転用者は結婚を機に住宅を新築するため申請にいたりしました。</p>
------------------------------	--

<p>議長（会長）</p>	<p>「中4号」は、売買により、車両置場敷地に転用するものです。転用者は賃貸借契約が切れる車両置き場の代替地として申請にいたりしました。</p> <p>いずれも農地区分は、第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、第5条許可申請4件、について、問題ないと判断しました。中央地区部会の報告は以上です。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の8件を、29日に審査いたしました。議案第30号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲渡人の要請による近接耕作者への贈与。</p> <p>「秋2号」は譲渡人の要請による現耕作者への贈与。</p> <p>「秋3号」及び「秋4号」は譲渡人の要請による近接耕作者への売買です。</p> <p>次に議案第26号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は個人住宅建築を目的とした売買。</p> <p>「秋2号」及び「秋3号」は個人住宅建築を目的とした親子間の使用貸借権設定です。</p> <p>次に相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>議案書15ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、申請者がこれまで耕作してきた農地で、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。</p> <p>以上、8件について、いずれも区部会は問題ないと判断しました。秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>

南区部会長	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は3件で、去る8月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第26号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、長岡市のアパートに居住していますが、勤務の都合で南区に戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第2種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>申請地は周辺農地への防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>次の「南2号」も、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、西白根の実家で親と同居していますが、子供も生まれ手狭になったことから、戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>申請地は周辺農地への防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
西区部会長	<p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>8月29日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号」は、農地を売買によって取得するものです。譲渡人の経営規模縮小や、譲受人の経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「西2号」は、農地を贈与によって取得するものです。譲受人の本格的な就農に伴い、親子間で所有権を移転するものです。</p> <p>「西3号・4号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件については、問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>議案第26号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、個人住宅建築及び道路敷地に転用するものです。転用者は、自身の結婚を機に住宅を建築するため、申請に至りました。</p> <p>周辺農地に被害が及ばないように十分注意するとのことです。</p> <p>「西2号」は、雨水排水設備敷地に転用するものです。転用者は、所有する宅地からの雨水を排水するため、申請に至りました。</p> <p>周辺農地に被害が及ばないように十分注意するとのことです。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請2件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の5件は、去る8月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p>
-----------------------------	---

	<p>「蒲 1 号」は、譲受人が規模拡大のため、売買によって取得するものです。</p> <p>「蒲 2 号」は、譲渡人からの申し出により、売買によって取得するものです。</p> <p>「蒲 3 号」「蒲 4 号」は、譲渡人からの申し出により、贈与によって取得するものです。</p> <p>次に、議案第 26 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。 議案書 14 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、使用貸借権を設定し、現場事務所及び露天資材置場等敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、新潟市発注の下水道工事施工に伴い、必要となることから申請に至りました。</p> <p>農地区分は、農用地区域内にある農地ですが、一時的な利用に供するものとして例外的に許可できるもので、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 4 件、第 5 条許可申請 1 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議 長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 3 0 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 9 ページ、議案第 2 6 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することに</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書15ページ、議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p> <p>農政振興係長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、別冊2の議案第29号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、一括して議題に供させていただきます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年8月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区1件、面積905㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、中央地区3件、秋葉区1件、南区4件、西蒲区4件、合計で件数12件、面積38,538㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから8ページのとおりです。</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、9ページ、令和5年8月の利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、南区2件、西区6件、合計で件数8件、面積15,516㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、12ページ～14ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、15ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年9月14日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>引き続き、議案第29号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊2をご覧ください。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきまして1ページのとおり、南区1件について移転の申出がありました。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から8月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、2ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和5年10月31日からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
----------------	---

<p>議 長（会長）</p>	<p>（質問・意見なし）</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>次に、別冊2の議案第29号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議 長（会長） 14：58</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5年度8月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
